

【相談内容】

No87.橋梁用伸縮継手装置設置工の歩掛について

- 対象橋（L=202m、W=5.0m（有効幅員4.5m）、8径間トラス橋、1949年架設、主桁の腐食Ⅲ・橋脚の洗掘Ⅲ）について、伸縮装置取替工全9箇所と橋面防水工の対策工事を予定
- 【橋梁用伸縮継手装置設置工の採用単価】について助言を頂きたい。
- 今回、土木コスト情報等の橋梁用伸縮継手装置設置工を採用し、工事を発注しているが、受注者より見積単価採用の協議があった。施工条件変更を理由に見積単価採用で良いと考えるが、念のため確認させてほしい。

【助言内容】

- 相談の中にある「土木コスト情報（（一財）建設物価調査会刊）」と公表されている「国土交通省 土木工事標準積算基準書 令和5年度版（（一財）建設物価調査会刊）」（以下基準書という）の内容は同等であると確認ができたため、公表されている基準書に基づき助言する。
- 基準書の「⑥橋梁付属物工 ⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工（Ⅵ-2-⑥-1～10）」に基づき、整備局内の担当部署に確認したところ、「1-1市場単価が適用出来る範囲」として、「2）1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事」となっているため、今回相談の施工条件（伸縮装置の撤去と設置を別日に実施）においては、本市場単価の適用はできないとのことであった。
- なお、今回の伸縮装置の更新に伴い、見積単価を採用するか否かは、道路管理者にて判断頂く事になる。